

地域密着型サービス事業者の实地指導における指摘事項等について

1. 平成 30 年度实地指導状況

地域密着型サービス事業所 7 事業所

(基準規則)

宮古島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則
(平成 25 年 3 月 27 日規則第 12 号)

【参考】

■指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日 厚生省令第 34 号)、

2. 实地指導における主な指摘事項

■**従業者の員数** (地域密着型通所介護：規則第56条の2、小規模多機能型居宅介護：規則第77条、認知症対応型共同生活介護：規則第104条)

<指摘事項>

- 配置人員が必要な基準を満たしていなかった。
- 出退勤記録が不明確なため、従業員の員数が確認できなかった。
- 機能訓練指導員の業務記録が確認できなかった。

《ポイント》

- ◎従業員の出退勤時間及び勤務時間は、タイムカード等で明確にわかるようにする必要があります。
- ◎機能訓練指導員は、全利用者に関わるシフトにしましょう。

■**内容及び手続の説明及び同意** (地域密着型通所介護：規則第7条、小規模多機能型居宅介護：規則第56条の19、認知症対応型共同生活介護：規則第122条)

<指摘事項>

- 運営規程と重要事項説明書の内容に齟齬があった。
- 法改正に伴う内容変更がある際の利用者同意が確認できなかった。
- 利用者の家族や主治医等の緊急連絡先の記載欄が空欄になっている事例があった。

《解説》

- ◎利用者へは常に最新の情報で説明を行い、きちんと同意を取る必要があります

■**利用料等の受領** (地域密着型通所介護：規則第56条の6、小規模多機能型居宅介護：規則第76条、認知症対応型共同生活介護：規則第110条)

<指摘事項>

●領収書等に負担割合等の記載が確認できなかった。

《解説》

◎領収書等には、費用総額、保険給付額、利用者負担額を利用者に分かりやすく表示するようにしましょう。

■**運営規程**（地域密着型通所介護：規則第69条、認知症対応型共同生活介護：規則第116条）

<指摘事項>

●運営規程に記載されている内容に修正が必要な箇所が見られた。

《解説》

◎運営規程の変更は、市に変更届を提出して行う必要があります。

■**指定認知症対応型共同生活介護事業所の代表者**（認知症対応型共同生活介護：規則第106条）

<指摘事項>

●代表者が必要な研修を修了していなかった。

《解説》

◎代表者は、介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、基準省令第92条の厚生労働大臣が定める研修を修了している必要があります。

■**広告**（地域密着型通所介護：規則第67条）

<指摘事項>

●広告パンフレット内容に利用料等で誤解を生じる恐れのある記載が確認された。

《解説》

◎広告等は誤解の無いよう記載する必要があります。

■**苦情処理**（地域密着型通所介護：規則第36条、小規模多機能型居宅介護：規則第67条、認知症対応型共同生活介護：規則第122条）

<指摘事項>

●苦情処理マニュアルが未整備だった。

●苦情を受けた際の解決までの記録が確認できない事例があった。

《解説》

◎苦情を受け付けた際は適切に対応するとともに、受付から解決までの記録の整備が必要になります。

■**事故発生時の対応**（地域密着型通所介護：規則第56条の2、認知症対応型共同生活介護：規則第122条）

<指摘事項>

●事故対応マニュアルが未整備だった。

●事故発生から終結までの記録及び市への報告がされていない事例が確認された。

《解説》

◎事故発生時には、発生から終結までの経緯を記録しておくとともに、市への報告が必要になります。

■**設備及び備品等**（地域密着型通所介護：規則第56条の19、小規模多機能型居宅介護：規則第81条）

<指摘事項>

●届出の無い設備でのサービス提供があった。

《解説》

◎設備等の変更時は、速やかに市への届出が必要になります。

■**受給資格等の確認**（地域密着型通所介護：規則第56条の19、認知症対応型共同生活介護：規則第122条）

<指摘事項>

●利用者の負担割合証の確認方法が不明確だった。

《解説》

◎負担割合不一致により請求でエラーになる可能性がありますので、被保険者証と同様に負担割合証の確認も行うようにしましょう。

■**緊急時等の対応**（地域密着型通所介護：規則第56条の19、小規模多機能型居宅介護：規則第94条、認知症対応型共同生活介護：規則第122条）

<指摘事項>

●緊急時対応マニュアルに連絡網が無く、情報が更新されていなかった。

《解説》

◎運営規程の内容にあわせて、緊急時に対応できるようマニュアル等を整備し、常に最新の情報を記載するようにしましょう。

■**協力医療機関等**（小規模多機能型居宅介護：規則第98条、認知症対応型共同生活介護：規則第119条）

<指摘事項>

●協力医療機関等との契約が確認できなかった。

●協力医療機関等との契約更新がされていなかった。

《解説》

◎協力医療機関等との契約及び契約更新は定期的に確認するようにしましょう。

■**掲示**（地域密着型通所介護：規則第56条の19、小規模多機能型居宅介護：規則第32条、認知症対応型共同生活介護：規則第122条）

<指摘事項>

- 運営規程及び重要事項説明書の掲示が無かった。

《解説》

◎運営規程と重要事項説明書は、どちらも事業所の見やすい場所に掲示する必要があります。

■**地域との連携等**（地域密着型通所介護：規則第56条の16、小規模多機能型居宅介護：規則第103条、認知症対応型共同生活介護：規則第122条）

<指摘事項>

- 運営推進会議が定期的に行われていない。

- 事業所と地域との交流等が希薄。

《解説》

◎運営推進会議は定期的な開催が必要になります。地域との連携については、地域のイベントに参加したり、事業所のイベント（運営推進会議含む）に利用者家族や地域住民を呼ぶ等積極的な関わりを持つようにしてください。

■**記録の整備**（地域密着型通所介護：規則第56条の18、小規模多機能型居宅介護：規則第36条、認知症対応型共同生活介護：規則第121条）

<指摘事項>

- 備品台帳が未整備または未更新だった。

《解説》

◎備品台帳は随時整備しておく必要があります。

■**会計の区分**（小規模多機能型居宅介護：規則第39条、認知症対応型共同生活介護：規則第122条）

<指摘事項>

- 事業所ごとに会計が区分されていなかった。

《解説》

◎同一法人でも、事業所ごとに会計の区分が必要になります。

■**地域密着型通所介護計画の作成**（地域密着型通所介護：規則第56条の9）

<指摘事項>

- 居宅サービス計画に必要性の記載が確認できない加算が算定されていた。

《解説》

◎地域密着型通所介護計画の作成時は、居宅介護支援事業所と連携し、情報共有を行うよ

うにしてください。

■居宅サービス事業所等との連携（小規模多機能型居宅介護：規則第83条）

<指摘事項>

●他サービス事業者や医師との連携時の支援経過等の記録が無く、連携状況の確認ができなかった。

《解説》

◎第三者視点からでも連携状況が確認できるよう記録を整備する必要があります。

■居宅サービス計画の作成（小規模多機能型居宅介護：規則第88条）

<指摘事項>

●アセスメントや担当者会議の記録が不十分で、更新毎や状態変化に合わせた適切な業務が行われていると判断できない事例が確認された。

●担当者会議の記録が不十分で、特段の事情無く利用者本人が出席していない事例があった。

●毎月利用者宅に訪問して行うべきモニタリングや支援経過についても記録が不十分な事例があった。

●居宅サービス計画書に本人の署名・捺印がない事例があった。

●小規模多機能型居宅計画と実際に提供しているサービスが乖離していた。

●利用票の同意日及び本人確認の押印が確認できなかった。

●居宅サービス計画に位置づけが無いまま福祉用具貸与がされていた。

《解説》

◎居宅サービス計画の作成に当たっては、必ず指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って作成してください。

◎居宅サービス計画書は、必ず利用者本人又はその家族に対して必要事項を説明し、同意を得て交付してください。

■入退居（認知症対応型共同生活介護：規則第108条）

<指摘事項>

●入居時に利用者が認知症であるか確認されていない事例があった。

《解説》

◎利用者が認知症であるかは十分に確認が必要になります。

■サービス提供の記録（認知症対応型共同生活介護：規則第109条）

<指摘事項>

●利用者の被保険者証に入退居の記載が無かった。

《解説》

◎入退居日は明確に記載すること。

■指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（認知症対応型共同生活介護：規則第111条）

<指摘事項>

- 複数の利用者の日々の活動記録等で類似の内容が散見された。
- 利用者ごとの介護計画に個別性が乏しい事例が確認された。

《解説》

◎介護計画や活動記録等は利用者ごとに漫然かつ画一的なものにならないようにする必要があります。

■認知症対応型共同生活介護計画の作成（認知症対応型共同生活介護：規則第112条）

<指摘事項>

- 交付文書に必要な日付の記載がない事例が確認された。
- 新規利用時や認定更新による介護計画の作成が適切にされていない事例が確認された。
- 介護計画の利用者への交付記録が確認できない事例があった。

《解説》

◎認知症対応型共同生活介護計画は、必ず利用者本人又はその家族に対して必要事項を説明し、同意を得て交付してください

■勤務体制の確保等（認知症対応型共同生活介護：規則第117条）

<指摘事項>

- 従業員の研修の機会が確保されているか確認できなかった。

《解説》

◎従業員の研修計画を作成する等、研修の機会を確保する必要があります。

■非常災害対策（認知症対応型共同生活介護：規則第112条）

<指摘事項>

- 防火管理者が未配置だった。
- 防災訓練計画が無く、訓練が未実施だった。

《解説》

◎防火管理者を配置し、定期的な訓練を行う必要があります。

■指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（認知症対応型共同生活介護：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第97条）

<指摘事項>

- 身体的拘束等の適正化のための委員会の開催や指針の整備、研修等の実施が確認できなかった。

《解説》

◎身体的拘束等の適正化のため、3ヶ月に1回以上の委員会の開催と指針の整備、介護従事者の定期的な研修等の実施が必要になります。実施が無い場合、運営基準減算に該当する場合がありますので「介護報酬の解釈」を確認してください。